基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月十三日

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目一四番一一号　フォーライフ株式会社

代表取締役　奥本　健二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年十月三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月十三日

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目一四番一一号　フォーライフ株式会社

代表取締役　奥本　健二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年十月二十一日です。

平成二十八年九月十三日

山形県酒田市本町一丁目二番五五号　本立信成株式会社

代表取締役　本間万紀子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十八日株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十八年九月十三日

神奈川県川崎市高津区千年七〇八番地　株式会社ナガオカ

代表取締役　前田　典人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十三日

大阪市平野区加美北五丁目八番四七号　靖国紙料株式会社

代表取締役　竹内　庸二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である米野晴志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十三日

山形県天童市東長岡一丁目一番四八号　大連天和偉業進出口貿易有限公司日本支社

日本における代表者　米野　晴志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である有富英洋が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十三日

オーストラリア・ニューサウスウエールズ州シドニー市ノースロックスロイヤリティロード一六A　埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目九番二号　インターナショナル・スタンダード・サーティフィケーション株式会社

日本における代表者　有富　英洋

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である武田弘幸が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十三日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号三井不動産株式会社気付　ロッポンギ・スカイタワー・コーポレーション

日本における代表者　武田　弘幸

限定承認公告

本籍愛知県津島市大門二〇番地の二、最後の住所愛知県名古屋市穂波町三丁目二九番地一エトワールM一　二〇二号

被相続人　亡　三輪　裕司

平成二十八年九月十三日

大阪市平野区加美北五丁目八番四七号　靖国紙料株式会社

代表取締役　竹内　庸二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である米野晴志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十三日

山形県天童市東長岡一丁目一番四八号　大連天和偉業進出口貿易有限公司日本支社

日本における代表者　米野　晴志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である有富英洋が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十三日

オーストラリア・ニューサウスウエールズ州シドニー市ノースロックスロイヤリティロード一六A　埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目九番二号　インターナショナル・スタンダード・サーティフィケーション株式会社

日本における代表者　有富　英洋

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である武田弘幸が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十三日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号三井不動産株式会社気付　ロッポンギ・スカイタワー・コーポレーション

日本における代表者　武田　弘幸

限定承認公告

本籍愛知県津島市大門二〇番地の二、最後の住所愛知県名古屋市穂波町三丁目二九番地一エトワールM一　二〇二号

被相続人　亡　三輪　裕司

右被相続人は平成二十八年七月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二日名古屋家庭裁判所審判九係にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

愛知県名古屋市千種区穂波町三丁目二九番地一　相続財産管理人　三輪　遊

限定承認公告

本籍大阪府和泉市桑原町一五七番地二、最後の住所大阪府和泉市府中町二丁目二番二九―二〇五号　被相続人　亡　黒川　雄史

右被相続人は推定平成二十八年三月十日死亡し、その相続人は平成二十八年八月三十一日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

大阪府和泉市桑原町一五七番地の二　相続財産管理人　黒川　歩

限定承認公告

本籍大分県由布市挾間町向原一三二番地、最後の住所大分県大分市大字津留一九五一番地の一　日田農機ビル

被相続人　亡　島田　康毅

右被相続人は平成二十八年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年九月六日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

大分県大分市大字津留一九五一番地の一　日田農機ビル　相続財産管理人　島田　峰子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十八年四月十五日付官報号外第八十八号の六十九頁に掲載されています。

平成二十八年九月十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内　エスアイエム・ワン特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千四百万円減少し、九千七百十二万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十月十四日であり、社員総会の決議は平成二十八年八月二十五日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十二日

掲載頁　一一八頁（号外第一三八号）

平成二十八年九月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号　Ｄａｋｏｔａ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十八年四月十五日付官報号外第八十八号の六十九頁に掲載されています。

平成二十八年九月十三日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号　ビーエイみなとみらい特定目的会社

取締役　堀　好一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二億六千百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年十月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年九月十三日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号　ビーエイみなとみらい特定目的会社

取締役　堀　好一

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　九月十三日付第二〇二号四　八ページ●同日付政府調達第一七三号一二ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）